**333- C地区子どもの未来応援委員会規則**

前文

ライオンズクラブ国際協会は、グローバル重点分野の一つとして「食糧支援」を掲げており、「すべての地域住民が栄養のある食べ物を手に入れられるようにする」ことを戦略目標としている。

本規則は、333-C地区内で活動しているフードバンク、子ども食堂等による食糧支援活動及び子どもたちの居場所を作る活動等が、ライオンズクラブ国際協会の「食糧支援」に合致し、かつ、子どもたちの健全育成にも資することから、フードバンク、子ども食堂等の支援等を目的として、「地区子どもの未来応援委員会」の責務等を定めるものである。

第1条（名　称）

　この規則は、333-C地区子どもの未来応援委員会（以下「委員会」という）規則と称する。

第2条（目　的）

　この規則は、333-C地区全体でフードバンク・子ども食堂等を支援し、地区内でフードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの子ども食堂等支援事業をサポートするため、委員会の責務を定めるとともに、委員会と、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブとの協力関係を構築することを目的とする。

第3条（定義）

　この規則における定義は次のとおりとする。

１　フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている世帯や施設等に、無償で提供する活動等を行う団体のことをいう。

２　子ども食堂とは、地域住民等が主体となり、無料または低価格帯で子どもたち等に食事を提供するコミュニティの場のことをいう。

第4条（委員会の責務）

 1　委員会は、地区内のフードバンク及び子ども食堂等の活動状況を調査する。

　2　委員会は、フードバンク及び子ども食堂等の支援計画を策定する。

　3　委員会は、フードバンク・子ども食堂等の支援を希望するクラブの要請にしたがって、

随時、フードバンク・子ども食堂等の支援方法等についてのサポートを行う。

　4　委員会は、必要があると認めるときは、予算の執行状況等をふまえ、フードバンク・

子ども食堂等の支援を行うクラブに対して、本規則にしたがって補助金を交付する。

5　その他、委員会の定めた職務を行う。

第5条（補助金）

1　 フードバンク・子ども食堂等の支援を行うために補助金の交付を希望するクラブは、キャビネット事務局に対して、様式第１号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金申請書を提出することができる。尚、当該補助金は新規事業のスタートアップ補助を目的とし、より多くのクラブの活性化を図るため、2025年7月以降に交付を受けたクラブは再び申請できないものとする。

2　 委員会は前項の補助金申請書を審査し、必要があると認めた場合、予算の執行状況等をふまえ、クラブに対して、年度内に補助金額を決定し、地区ガバナーの承認を得て「補助額決定通知」を交付する。

（１）補助金額は、上限を金3万円とする。

3　 補助金交付の対象となったクラブは、事業終了後1ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、キャビネット事務局に対し、様式第2号にしたがって、地区子どもの未来応援委員会補助金報告書を提出することで補助金の交付を受けることができる。

第６条（のぼり旗）

　委員会は、地区内のライオンズクラブ会員がフードバンク・子ども食堂等を開設した場合は、同会員の所属クラブの申請にしたがって、対象者に対して、「ライオンズ子ども食堂」ののぼり旗を１枚贈呈する。

第７条（報告）

　委員会は地区ガバナーに対して、交付した補助金の概要及び贈呈したのぼりの枚数、対象者（所属クラブ）等について報告する。

（附則）

第1条　この規則は、2021年7月31日開催の第１回キャビネット会議で承認後、施行する。

第2条　この規則は、2022年7月23日第1回キャビネット会議で一部規則の改正承認後、

施行する。

第3条　この規則は、2025年4月20日地区年次大会で一部規則の改定承認後2025年7月1日より施行する。

　　　以上

様式第１号（第5条第1項関係）

提出日　　　年　　　月　　　日

**ライオンズクラブ国際協会**

**333-C地区子どもの未来応援委員会補助金申請書**

ライオンズクラブ国際協会

333-C地区子どもの未来応援委員会　委員長　様

　　　　Ｒ－　　Ｚ　　　　　　　　　　　Ｌ C

　　　　　　(クラブ名)

　Ｌ

(申請クラブ会長名)

担当者/連絡先：

FAX/E-mail：

333-C地区子ども食堂等支援事業として下記の主旨、目的及び計画にしたがって、補助金

（上限3万円）の交付を受けたいので、333-C地区子どもの未来応援委員会規則第5条第1項　の規定により、申請します。

記

１. 事業の主旨及び目的（支援対象とする団体等の概要を明記）

２. 事業の計画（支援対象とする団体等の名称及び補助金の使途及び実施予定日を明記）

 **実施予定日：　　　年　　　月　　　日**

以上

✻事業終了後１ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、報告書を提出する事で補助金の交付を受けることができる。

**提出先：キャビネット事務局　FAX：043-247-4756　Email：kanji@lionsclub333c.org （受信専用）**

様式第2号（第5条第3項関係）

提出日　　　年　　　月　　　日

**ライオンズクラブ国際協会**

**333-C地区子どもの未来応援委員会補助金報告書**

ライオンズクラブ国際協会

333-C地区子どもの未来応援委員会　委員長　様

　　　　Ｒ－　　Ｚ　　　　　　　　　　　Ｌ C

　　　(クラブ名)

　Ｌ

(申請クラブ会長名)

担当者/連絡先：

FAX/E-mail：

　333-C地区子ども食堂等支援事業として、補助金を使って下記の活動を行いましたので、333-C地区子どもの未来応援委員会規則第5条第3項の規定により、報告します。

記

1. 実施した支援事業の概要（支援対象と団体等の概要を明記）

1. 補助金の使途（領収書写添付のこと）

事業実施日：　　　　年　　　月　　　日　　　添付領収書合計　　　　　　　　　　円

≪送金先≫

金融機関名　　　　　　　　　　　　　　　　支店名

普通/口座番号 　　 　口座名義(ﾌﾘｶﾞﾅ)

以上

✻事業終了後１ヶ月以内かつ年度内5月末日までに、報告書を提出する事で補助金の交付を受けることができる。

**提出先：キャビネット事務局　FAX：043-247-4756　Email：kanji@lionsclub333c.org （受信専用）**